



□■□ 事故防止メルマガ「Think」/Vol. 127

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// // I N D E X //

- 1・2016年6月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～事故の相手に高額な修理費を請求されています
- 3・交通事故の裁判事例～マイカー通勤の事故で運行供用者責任を認めず
- 4・今日の朝礼話題～アルコールは簡単に抜けない
- 5・【近日発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」
- 6・【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」

// //

★6月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（水）～30日（木）
 - 全国安全週間準備期間
 - 不正改造車を排除する運動強化月間
 - 環境月間
- ◆4日（土）～5日（日）
 - 日本交通心理学会第81回鳥取大会
- ◆5日（日）
 - 世界環境デー
- ◆6日（月）
 - ワイパーの日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
<http://www.think-sp.com/2016/05/10/kongetsu-untankenri-16-6/>

—★PR★—
フォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？

オペレーターの危険な運転ぶりや危険な作業の癖などをドライブレコーダーの映像でいち早く発見し、安全指導ができるサービス・プログラムがあります！

物流会社の経験豊かな安全管理者が、実際の映像をもとに指導します！

【詳しくはこちら↓】
<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第37回 「事故の相手に高額な修理費を請求されています」

【質問】

先日、弊社のドライバーが、昔流行したスポーツカーに追突してしまいました。スポーツカーの運転者は、「この車は愛着があって、エンジンや足回りにも高額な改造費を使っている。」として、スポーツカーの値段に比較すると高額な損害賠償を求めてきました。このような場合、スポーツカーの時価以上の金額を賠償する義務はあるのでしょうか？

【回答】

民法709条は、不法行為を行ったものは、その損害を賠償する責任を負うと定めています。

また、同法710条は、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。」としており、財産以外の損害に対する賠償責任も認められています

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/05/01/tw-houritsu-36-kougakusyuuiri/>

■交通事故の裁判事例

今回は、マイカーで帰宅途中の事故で、マイカー通勤を許可していないことから、会社の運行供用者責任を認めなかった事例を取り上げます。

『正規の手続きでマイカー通勤を申請しておらず会社の責任を否定』

【事故の状況】

平成21年3月28日午後11時10分ごろ、Aは会社での仕事を終え、自分の車を運転して三重県桑名市の信号交差点を走行中に、一瞬居眠りに陥り横断歩道を渡っていた医師B(男性・39歳)に衝突し死亡させました。

Bの遺族らは、Aは通勤にマイカーを使用しており、会社も運行供用者責任を負うと主張しました。

これに対して裁判所は、次のように述べてAが勤務する会社の運行供用者責任を認めませんでした。

【裁判所の判断】

「会社は、Aが作業現場の移動などにマイカーを使用するなどマイカー通勤を認識していたことがわかるが、会社の規定である『通勤手当申請書』の提出を受けたことも許可をしたこともなく、積極的にAのマイカーを業務に使用したこともない」

「Aは自分の便宜のために、自転車通勤、公共交通機関の利用など複数の通勤手段の中からマイカーによる通勤を選択したのであり、事故当時は業務との関連性はなく、単に帰宅のためにマイカーを運転していたにすぎない」

「Aがごくまれに自己の判断でマイカーを会社の業務に使用したことがあったなどを考慮しても、事故当時のAによるマイカーの運行について、会社が運行利益及び運行支配を有していたということはできず、会社の運行の用に供していたということはできない」

として、会社の損害賠償責任を否定しました。

(東京地裁 平成25年3月14日判決)

■今日の朝礼話題

『アルコールは簡単に抜けない』

さる5月10日午前8時40分頃、東京・港区の首都高速で中国人観光客を乗せた大型バスとトラックの接触事故がありましたが、このバス運転者(60代)の呼気を調べたところ、基準値を越えるアルコール成分が検出され、運転者は酒気帯び運転で現行犯逮捕されました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/05/17/tw-alcohol-nukenai/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日(弊社営業日)更新しています。

(情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓)

<http://www.think-sp.com/about/>

■【近日発売】小冊子「錯視・錯覚に注意して事故を防ごう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷
※価格 700円＋税（5冊セット価格・送料実費）
※監修 杉原厚吉（「計算錯覚学の構築」チームリーダー）

安全運転のためには、正確な認知・判断・操作が求められます。しかし、人間は状況によって錯覚を起こし、正確な認知ができないために、事故につながる可能性があります。

本書は、上り坂と下り坂の見え方など、具体的にどのような運転場面で錯視・錯覚が起こるのかを紹介していますので、実際の運転において同じような運転場面に遭遇した際に、錯視・錯覚を自覚しやすくなります。

巻末には、どういった運転場面で錯視・錯覚に注意すべきかを確認できるチェックリストを設けています。

※本冊子は今月中旬の発売予定です。

■【新発売】DVD「絶対にダメ！飲酒運転」

※仕様 DVD／カラー21分
※価格 66,000円＋税（送料弊社負担）
※指導 金光義弘（川崎医療福祉大学臨床心理学科特任教授）
※製作 新生映画

本作品は、アルコールが運転にどのような影響を与えるか、その危険性を再現ドラマを交え、CG、実験で明らかにしています。とくに「酒気残り」が運転に与える影響に注目し、体内のアルコール残量とドライバー本人の酔いの感覚とに大きなズレがあることを検証し、注意を促します。

また、飲酒運転の罰則も解説していますので、「飲酒運転は犯罪であり絶対に許さない！」と飲酒運転根絶を強く訴える内容です。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/XGh4JD>

※シンク出版では他にも交通安全教育ビデオを多数取り揃えております。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/nkekb0>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成28年5月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■